

## 被扶養者に異動があったときは

# 届け出をお願いします

被扶養者の資格がなくなった方の「被扶養者（異動）届」の提出はお済みですか。被扶養者の中に就職された方がいる場合、扶養から外す手続きが必要になります。「被扶養者（異動）届」と対象となる方の**保険証を添付して、会社を通じて届け出てください。**

？ **就職などで、自分で健康保険に加入している被扶養者はいませんか**

被扶養者の方が就職などで被保険者本人として他の健康保険に加入した場合、健康保険の扶養から外す手続きが必要です。忘れずに手続きしてください。

？ **生計維持関係はありますか**

健康保険組合の扶養家族とは、「被保険者の収入で生計を維持している」ことが必要です。生計維持関係のない家族を安易に被扶養者にすることはできません。また扶養義務者が他にいる場合は扶養から外していただくようお願いいたします。

？ **収入があるにもかかわらず、扶養していませんか**

被扶養者になれる年取基準は130万円未満です。中学卒業以上（学生以外）の方で、フリーター、アルバイトを常態として働いている方は、収入の基準を超えていないかを確認しましょう。

なお、平成28年10月から、パート・アルバイトなど勤務時間が短い人が社会保険に加入できる基準が緩和されます。

\*認定対象者が60歳以上の人または障害者の場合は、180万円未満となります。

？ **別居先へ仕送りしている被扶養者はいらっしゃいますか**

別居（別世帯）の被扶養者がいる場合、被扶養者の

収入以上の仕送りが必要になります。毎年実施する検認の際に、仕送りを確認できる資料（現金書留、銀行振込等の証明書）の提出が必要になります（単身赴任は除く）ので、大切に保管をお願いします。**仕送りを証明できる資料がないと被扶養者とは認められません**ので、ご注意ください。

単なる生活支援を行っている場合は、生計を維持しているとは認められません。その場合は扶養から外す手続きをしていただくようお願いいたします。

**ご協力ください**

**資料&書類のご提出**

被扶養者の認定に当たっては、扶養の事実を証明するさまざまな資料を提出していただくこととなります。資料に不備、不足がある場合には被扶養者と認定できませんので、証明資料は大切に保管し、毎年実施される検認の際にも慌てることがないように準備しておきましょう。

被扶養者の資格を外す手続きが遅れてしまうと、発生した医療費を返還していただく場合があります。健全な健保財政を維持するためにも、皆さまのご協力をお願いします。

